

計 画 年 度
平成23年度～平成32年度

秋田県における獣医療を提供する
体制の整備を図るための計画書

平成24年3月

秋田県

目 次

獣医療を提供する体制の整備を図るための秋田県計画

第1	整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標	
1	診療施設及び主要な診療機器の整備の現状 -----	1
	(1) 診療施設	
	(2) 主要な診療機器等	
2	診療施設の整備に関する目標 -----	3
	(1) 診療施設別の整備目標	
	(2) 各地域における診療施設の整備目標	
第2	獣医師の確保に関する目標	
1	獣医師の確保目標 -----	4
2	獣医師の確保対策 -----	4
第3	獣医療を提供する体制の整備が必要な地域 -----	5
第4	相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針 -----	6
第5	診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項 ---	6
	1 臨床研修	
	2 高度研修	
	3 生涯研修	
第6	その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項 -----	8
	1 飼育者の衛生知識の啓蒙・普及等	
	2 広報活動の充実	
	3 その他	

獣医療を提供する体制の整備を図るための秋田県計画

秋田県における獣医療をめぐる情勢と獣医療提供体制整備の基本的な考え方

本県の獣医療は、飼育動物の診療、保健衛生指導等を通じて、畜産業の発展、動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に大きな成果を上げてきたが、近年、獣医療を取り巻く状況には、著しい変化がみられる。

産業動物における獣医療については、本県の畜産が米に次ぐ農業産出額を占める農業の基幹的部門へと成長を遂げている中、国内において高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の重大な家畜伝染病が発生していることから、集団的な衛生管理体制の整備や大規模発生時の危機管理体制の強化が急務となっており、防疫体制への対応能力等を有する獣医師の養成や緊急時を想定した組織的な家畜防疫体制の確立が求められている。

また、牛海綿状脳症（BSE）や高病原性鳥インフルエンザの発生を契機として、畜産物の安全性に大きな関心が注がれ、食品の安全性や食料自給率の向上を図る上で、獣医師の一層の貢献が重要となっている。

このような状況の中で、本県では平成23年2月に策定した「ふるさと秋田農林水産ビジョン」及び平成23年3月に策定した「秋田県酪農・肉用牛生産近代化計画」を踏まえ、適切な獣医療の提供を通じ、家畜伝染病の発生予防・まん延防止等による生産性の向上及び獣医師の適切な診療による畜産物の安全性の向上を図ることとしている。

また、犬、猫、小鳥等一般家庭において飼育される小動物は、現在では「人生の伴侶」として社会に広く認識されてきており、人獣共通感染症対策の観点に加え、飼育動物に関する保健衛生の向上及び動物愛護思想・福祉の増進の普及啓発、さらには、飼育者の求める高度な診療技術の提供が求められている。

一方、近年、新規獣医師の過半数が小動物分野に就業しており、全国的に産業動物分野及び公務員分野における就業が減少している。特に公務員獣医師職員は、退職者数に応じた採用者数を賄っておらず、その確保が喫緊の課題であり、計画的な人材確保が必要となっていることから、引き続き「秋田県獣医師職員確保対策事業」等により獣医師職員を確保する取り組みを進めていく。

このような現状や考え方を踏まえ、本県の獣医療が今後とも畜産業の健全な発展、動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に寄与していくため、獣医療関係施設の相互の機能及び業務の連携を強化するとともに、獣医療に関する技術の一層の向上を図るほか、診療施設や診療機器等の計画的な整備及び獣医師の確保対策を推進し、質の高い獣医療を安定的に提供する体制の整備を図っていくこととする。

第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状

(1) 診療施設

産業動物診療施設の開設状況は、次のとおりである。

(単位:カ所)

	診療施設数 (平成22年12月現在)	内 容						その他	備 考
		県 (家保)	市 町 村	NOSAI	農 業 協 法 同 組 合	人 個 人 開 業 施 設	人 個 人 開 業 施 設		
北部地域	14	1		1		7	5		
中央地域	30	1		1	1	3	24		
南部地域	29	1		1	1	2	24		
合 計	73	3		3	2	12	53		

資料: 獣医療法第3条の届出(平成22年12月現在)

注 : 診療施設には獣医療法第7条に規定する「往診診療者等」を含めるものとする。

(2) 主要な診療機器等

産業動物診療施設の整備の状況は、次のとおりである。

なお、これは家畜保健衛生所が実施した診療施設における施設整備状況調査の結果をとりまとめたものである。

ア 診療施設の整備状況

(単位:カ所)

地域	開設主体 の種類 (平成22年 12月現在)	調 査 施設数	診療室	手術室	剖検室	焼 却 施 設	エックス線 装 置	うちエックス線 診療室有	入 院 施 設	備 考
市 町 村										
NOSAI	1	1	1							
農 業 協 法 人 等	7									
個人開業	5									
計	14	1	1	1	1					
中央地域	県(家保)	1			1	1				
	市 町 村									
	NOSAI	1								
	農 業 協	1								
	法 人 等	3								
	個人開業	24								
計	30			1	1					
南部地域	県(家保)	1			1	1				
	市 町 村									
	NOSAI	1	1	1						
	農 業 協	1								
	法 人 等	2								
	個人開業	24								
計	29	1	1	1	1					
合 計	県(家保)	3			3	3				
	市 町 村									
	NOSAI	3	2	2						
	農 業 協									
	法 人 等	12								
	個人開業	53								
計	73	2	2	3	3	0	0	0		

イ 主要な診療機器の整備状況

産業動物診療機器の整備の状況は、次のとおりである。

なお、これは家畜保健衛生所が実施した診療施設における診療機器整備状況調査の結果をとりまとめたものである。

(単位:カ所)

地域	開設主体の種類 (平成22年12月現在)	検体成分分析装置						生体画像診断器						免疫・DNA診断装置						理化学的治療機器	受精卵移植関連機器						その他																	
		血液生化学分析装置	血液電解質分析装置	高速液体クロマトグラフ	分光光度計	自動血球計算器	血液ガス測定装置	乳中体細胞測定装置	乳成分測定器(ルコキャン)	ファイバースコープ	エックス線撮影装置	イメージングファイア	CT	超音波診断装置	MRI	自動画像装置	心電心音計	酵素抗体測定装置	ELISA用プレートウォシャー	蛍光顕微鏡	PCR装置	DNAシーケンサ	孵卵器	炭酸ガス培養装置	嫌気性菌培養装置	クレーベン	レーザー装置	ガス麻醉機	マイクロコンピュータ	プログラマー	液体窒素保存器	受精卵培養装置	加温板	プログラマー	光学顕微鏡	実体顕微鏡	顕微鏡撮影装置	ガス滅菌器	オートクレーブ	乾熱滅菌器	電気泳動装置	遠心分離器	恒温水槽	超低温フリーザー
北部地域	県(家保)	1	1		1	1											1	1	1	1		3		1	1				1	3	1	1	1	5	2	2		1	1		4	2	1	
	市町村																						1															1			1			
	NOSAI											3											1																					
	農協																																											
	法人等個人開業																																											
計		1	1		1	1						3					1	1	1	1		4		1	1				1	3	1	1	1	5	2	2		2	1		5	2	1	
中央地域	県(家保)	1	1	1	2	1											2	2	1	2		5	2	1	2			1	1	3	1	1	1	6	2	2		3	1	2	6	4	2	
	市町村																																											
	NOSAI						1					2																															2	
	農協											1										1			1				1	1	1	1	1		1	1	1		1	1				
	法人等個人開業																																											
計		1	1	1	2	1	1					3				2	2	1	2		6	2	1	3			1	2	4	2	2	2	6	3	3	1	4	1	2	8	4	2		
南部地域	県(家保)	1				1											2	1	1			3		1	1				1	4	1	1	1	4	2	1		2	1	1	3	2	1	
	市町村																																											
	NOSAI	1	1	1	1	1	1					3										1			1								2		1		2					2		
	農協																																											
	法人等個人開業																																											
計		2	1	1	1	2	1					3				2	1	1			4		1	2			1	4	1	1	1	6	2	2		4	1	1	5	2	1			
合計	県(家保)	3	2	1	3	3											5	4	3	3		11	2	3	4			1	3	10	3	3	3	15	6	5		6	3	3	13	8	4	
	市町村																																											
	NOSAI	1	1	1	1	1	2					8										2		1								2		1		3				5				
	農協											1										1			1				1	1	1	1	1		1	1	1	1						
	法人等個人開業																																											
計		4	3	2	4	4	2					9				5	4	3	3		14	2	3	6			1	4	11	4	4	4	17	7	7	1	10	3	3	18	8	4		

2 診療施設の整備に関する目標

(1) 診療施設別の整備目標

ア 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所については、地域の家畜衛生指導の中核機関として、飼養者に対する衛生管理指導や家畜伝染病の発生予察等による防疫体制の整備を推進する上で必要とされる検査機器等の整備を図り、得られた情報を産業動物診療獣医師に積極的に提供する。

また、家畜伝染病の初動防疫や大規模発生に対する危機管理体制の強化を図るため、地域の家畜飼養状況を考慮しながら各家畜保健所において必要な資材等の整備を図る。

イ N O S A I

N O S A I の診療施設については、産業動物診療の総合的な診療施設及び各地域における中核的な診療施設として、各種疾病の早期診断等による損耗の防止を推進するとともに、各種疾病の診断、検査等の強化に必要な施設、機器等の整備を図る。

機器整備に当たっては、診療施設整備計画に基づく長期低利の融資制度の積極的な活用を支援する。

ウ 個人開業

産業動物に係る個人開業診療施設については、往診診療が主であることから、比較的簡易な機器の整備を主に推進し、家畜保健衛生所、N O S A I、その他の獣医療関連施設の活用に努め、過剰な設備投資とならないよう十分配慮し、各種疾病の診断、検査等の強化に必要な施設、機器等の整備を図る。

機器整備に当たっては、診療施設整備計画に基づく長期低利の融資制度の積極的な活用を支援する。

(2) 各地域における診療施設の整備目標

ア 北部地域

北部地域では乳用牛、豚、採卵鶏、比内地鶏の飼養が盛んであり、特に豚では65%、採卵鶏では55%、比内地鶏では94%の県内比率を占める。養豚経営では大規模な企業畜産が参入しており、「ふるさと秋田農林水産ビジョン」においても積極的な企業畜産の誘致を推進していくことから、今後も大幅な飼養頭数の増加が見込まれる。

牛に対する獣医療の提供はN O S A I と開業獣医師が、豚や鶏については農場の管理獣医師等により行われている。

乳用牛では乳房炎、繁殖障害が多発しており、比内地鶏ではコクシジウム病、マレック病の発生が見られることから、これらの集団管理衛生への適切な対応を実施するために必要な診療や検査に係る施設や機器等を計画的に整備し、家畜保健衛生所と診療獣医師の連携を強化しながら効率的な利用を図る。

イ 中央地域

中央地域では、山麓や丘陵地域を活用した草資源が豊富であり、肉用繁殖雌牛の飼育が盛んであり、今後も肉用牛の飼養頭数の増加が見込まれる。

この地域の養豚は、都市部に近い立地条件から、中小規模農家が主体であるが、山間部には大規模企業畜産が参入しており、飼養頭数の増加が見込まれる。

獣医療の提供は、牛についてはNOSA Iと開業獣医師が、豚や採卵鶏については農場の管理獣医師等により行われており、肉用牛では繁殖障害、消化器病が多く、豚では肺炎、腸炎の発生が見られる。

これらの家畜における飼養衛生管理の徹底的に進めるため、診療や検査に必要な機器を整備する。

また、中央家畜保健衛生所においては、家畜伝染病等の迅速診断技術の高度化や飼養者のニーズに対応するため、病性鑑定関連機器の整備・更新や効率的な利用を図る。

ウ 南部地域

南部地域では乳用牛と肉用牛の飼養が盛んであり、特に肉用肥育牛の飼養頭数は全県の44%を占める。

獣医療の提供は、牛についてはNOSA Iと開業獣医師が、豚と鶏は農場の管理獣医師等により行われており、乳用牛の泌乳器病、肉用牛の消化器病、泌尿生殖器病が多発傾向にある。

これらの家畜に対する飼養管理指導等の生産衛生対策を実施するために必要な診療や検査に係る施設や検査機器等を計画的に整備し、家畜保健衛生所とNOSA I及び診療獣医師の連携を強化しながら効率的な利用を図る。

第2 獣医師の確保に関する目標

1 獣医師の確保目標

産業動物分野における平成32年度の診療獣医師の確保目標は、次のとおりとする。

(単位:人)

地域	現在 (平成22年12月)	平成32年度 獣医師の確保目標	平成32年度 推定獣医師数	平成32年度までに 確保すべき獣医師数
北部地域	9	12	6	6
中央地域	15	16	8	8
南部地域	21	18	15	3
合計	45	46	29	17

1. 個人開業獣医師の就業年齢を75歳と仮定した。
2. NOSAI獣医師は退職後、5割が開業し、退職者数の5割が新規に補充されるものと仮定した。
3. 公務員獣医師等の退職後は、臨床獣医師に転向しないものと仮定した。

公務員獣医師については、現在、秋田県農林水産部に43名、生活環境部に42名、秋田市に25名の合計110名が勤務しているが、平成32年度までに46名の退職者が見込まれている。今後とも、重大な家畜伝染病への対応や食の安全と消費者の信頼の確保に支障を来すことのないよう、職員の計画的な確保が必要である。

(単位:人)

地域		現在 (平成22年12月)	平成32年度までの 退職予定者数
秋田県	農林水産部	43	20
	生活環境部	42	20
秋田市		25	6
合計		110	46

2 獣医師の確保対策

近年、新規獣医師の約半数以上が小動物分野に就職しており、産業動物獣医師や公務員獣医師の不足の要因の一つとなっている。食品の安全に対する消費者の関心が高まるなか、畜産物の安全と消費者の信頼確保に関わる産業動物獣医師や公務員獣医師の果たすべき職務及び社会的使命は格段に重みを増して来ており、新規獣医師の確保に向けた積極的な誘導が必要である。

(1) 産業動物獣医師及び公務員獣医師の確保

産業動物分野及び公務員分野への就職が少ない理由の一つとして、獣医学生がその業務の意義や魅力を知る機会が少ないことが挙げられていることから、学生に対しNOSA Iでの臨床実習や県機関での職場体験研修等を通じて業務内容の理解を深めていくとともに、将来就職を希望する学生を対象として修学資金を給付し、就職を確保していく必要がある。

一方、新規に就職した獣医師に対しては、実践的な診断技術や診療技術を習得させ、獣医療の質を向上させながら飼養者との信頼関係を築き上げ、職場への定着を図ることも重要である。

これらを踏まえ、本県では、公務員獣医師の確保を目的として、平成22年度から「秋田県獣医師職員確保対策事業」を立ち上げ、①獣医学生の県機関へのインターンシップの受入支援、②国の産業動物獣医師修学資金の活用と県独自の秋田県獣医師修学資金、③就職後の職員のスキルアップを目的とした、自らの企画立案による研修制度の設立、④獣医系大学への訪問による学生に対する業務内容の説明と本県への就業の誘導等、職員の確保に取り組んでいる。この取り組みについては、獣医系の各大学に対して情報を提供するとともに、県や獣医師会のホームページ等に掲載して広く周知を行い、その活用を促進する。

また、採用試験の複数回実施、受験年齢要件の緩和、初任給調整手当の改善などについても必要に応じ対応を図る。

(2) 職場環境の整備

産業動物診療施設や診療機器の整備による診断の効率化等、職場環境の改善に努める。

また、今後とも公務員分野を中心に女性獣医師の占める割合は大きくなっていくと考えられることから、女性獣医師が積極的に活躍し定着できる職場環境の整備に努める。

(3) 再就職の支援

産業動物の診療や行政に携わった経験のある離職・休職中の獣医師の活用は、獣医師不足の解消に向けた即効性がある取組であることから、県や市、NOSA I等を定年退職した者を含め、未就業の獣医師に対し、社団法人秋田県獣医師会の協力を得て、求人及び求職等に関する情報の提供に努める

第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

診療施設の整備に関する目標及び獣医師の確保に関する目標を達成するために計画的な取り組みが必要と見込まれる地域は、次のとおりとする。

(平成22年4月1日現在)

地 域	地 域 の 市 町 村 名
北部地域	鹿角市、大館市、北秋田市、能代市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、八峰町、三種町(9市町村)
中央地域	秋田市、男鹿市、由利本荘市、にかほ市、大潟村、八郎潟町、五城目町、井川町、潟上市、(9市町村)
南部地域	仙北市、大仙市、横手市、湯沢市、美郷町、羽後町、東成瀬村(7市町村)

第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

産業動物の獣医療に係る機関・団体は、各地域の実態に応じて診療施設の機能を強化するとともに、各家畜保健衛生所単位ごとに、各施設の相互機能の利用のあり方や業務の連携等について協議し、組織的な家畜防疫体制の確立や効率的な診療体制の整備に努める。

1 家畜保健衛生所は、地域の防疫活動の拠点と位置づけられることから、県はもとより開業獣医師等との連携により家畜伝染病、不明疾病に対するサーベランス体制の強化に努める。

また、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の大規模発生に対する組織的な家畜防疫体制を確立するため、県の防疫指針に基づき、地域振興局を含む県機関や市町村、民間団体等を含めた防疫演習等を実施し、官民一体となった危機管理体制の強化を推進する。さらに、緊急時におけるNOSA I及び開業獣医師等の家畜防疫員への任用等を含めた家畜防疫活動への参加体制、緊急時を想定した診療施設間の連絡・応援体制等の整備を図るため、家畜防疫に関する家畜防疫推進会議等を開催し、家畜保健衛生所と開業獣医師等が一体となった組織的な家畜防疫体制の確立を図る。

2 畜産経営における各種疾病を迅速かつ的確に診断するため、遺伝子検査装置、細菌培養施設、高速液体クロマトグラフィーなどの診断機器等について、継続的に整備を推進するとともに、NOSA I及び開業獣医師等による機器の利用について、十分配慮し、効率的な相互利用に努める。

3 集団衛生管理技術の提供に係る機器及び施設については、家畜保健衛生所等の診断機能の活用を図る等業務の連携を推進し、診療及び保健衛生指導分野における相互の情報活用を促進し、検査・分析及び収集した情報を迅速に相互の診療施設間に提供することに努める。

第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

産業動物に係る獣医療については、集団管理衛生技術、高度診療機器等による精度の高い診断技術を応用した高度な獣医療の提供が求められていることから、各種研修を積極的に活用し、新しい診療技術並びに知識の習得と技術水準の向上に努める。

1 臨床研修

(1) 産業動物分野

産業動物獣医師に対し、秋田県獣医師会等と連携し、臨床現場における実践的な診療技術に加え、関係法令、食品の安全確保、畜産関係産業等に関する知識と技術の習得を図る機会を増やすとともに、新規獣医師を対象とする臨床研修等への積極的な受講を促すための条件整備に努める。

(2) 公務員分野

公務員分野においては、家畜衛生、公衆衛生、動物愛護・福祉等の行政に携わる上で必要な知識、技術及び畜産関連産業等に関する知識や病性鑑定に係る新技術の習得を目的として、国等が実施する技術研修や講習会等を受講させ、伝達講習会等により地域に対する知識や技術の普及促進を図る。

特に、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の迅速診断や防疫措置等に係る技術的な研修については積極的な参加を促進し、伝達講習会等により家畜保健衛生所職員や民間家畜防疫員に対する技術の普及・啓蒙を図る。

(3) 小動物分野

新規獣医師に必要とされる実践的な診療技術や、飼育者とのコミュニケーション能力の向上、関係法令や動物の愛護・福祉等に関する知識を習得させるため、秋田県獣医師会等と連携した研修会を開催し、積極的な参加を促進するための条件整備に努める。

2 高度研修

(1) 産業動物分野

飼養規模の拡大に伴い、今後重要性が増す集団衛生管理技術や高度診療機器による診断診療技術の習得を目的として国や中央団体が開催する技術研修会への参加の促進を図る。秋田県獣医師会はこの研修会の開催に努めるとともに、関係学会等の開催状況についての周知を図り参加を促進する。

(2) 公務員分野

県は、国等が開催する家畜衛生講習会や技術研修会に積極的に職員を参加させ、伝達講習会等により地域への普及を図り高度な技術を持つ指導者の育成に努めるとともに、獣疫学を基礎とした臨床診断への応用や集団管理衛生技術等の最新の獣医療技術に係る研修会等を開催し、技術の向上を促進する。

(3) 小動物分野

飼育者からは多様かつ高度な診断や治療が求められており、専門性の高い獣医療知識や技術の習得を目的として秋田県獣医師会等が開催する各種研修会、講習会などへの参加の促進に努めるとともに、関係学会等の開催状況について関係獣医師への周知の徹底を図る。

3 生涯研修

診療に従事する獣医師は、高度化する獣医療技術や海外悪性伝染病等に関する知見を収集し、社会が求める時代に即した獣医療を提供していくため、各種研修会、講習会に積極的に参加し、

獣医療技術の向上に努める。

秋田県獣医師会等は、獣医療技術の習得や獣医師倫理の向上を図るため、研修会・講習会を積極的に開催するとともに、研修施設への移動が困難な地域等に勤務する獣医師や離職・休職中の獣医師についても、新しい情報媒体等を活用した教材の利用による研修の促進を図るよう努める。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

行政分野においては、家畜衛生行政に加え、公衆衛生行政、動物の愛護・福祉行政、野生鳥獣の保護などに関する獣医療の社会的ニーズを十分に把握し、適切な獣医療の提供体制の整備を図る。

また、獣医師の法令遵守や職業倫理に基づく公正・適切な活動、食品のリスク管理等の社会的要請を踏まえ、獣医療に対する監視指導体制の充実や、県獣医師会等と連携した獣医療に関する相談窓口の明確化を図る

2 飼育者の衛生知識の啓蒙・普及等

県及び秋田県獣医師会等は、安全な畜産物の生産及び動物愛護・福祉の基本理念に基づき、動物の飼養者に対し、衛生知識の啓蒙・普及を促進する。

(1) 産業動物分野及び公務員分野

県獣医師会や社団法人秋田県農業公社等と連携しながら、消毒、ワクチン接種等による自衛防疫活動の推進及び強化や、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守について指導の徹底を図る。

また、食品の安全確保に関し、生産段階における義務と責任の認識や衛生管理の充実、動物用医薬品の適正使用等の知識・技術の一層の普及・啓発を図り、品質面、安全面、価格面で優れた畜産物を生産するための総合的な生産衛生管理の導入の促進を図る。

(2) 小動物分野

人と動物が調和しつつ共生する社会の形成を推進するため、秋田県動物愛護管理推進計画に基づき、県はもとより秋田県獣医師会と連携しながら、小動物の適切な健康管理や衛生知識の普及啓発を図るとともに、学校飼育動物の適正な管理や災害時の動物救護に関する支援を通じ、社会貢献の促進を図る。また、人獣共通感染症対策についても、県の関係部局や診療獣医師が連携し、得られた情報を県獣医師会等を通じて広く提供し、予防対策などの正確な知識の普及を図る。

3 その他

畜産物の生産者や消費者に対し、獣医療の果たす役割への理解醸成を推進するため、県や関係団体のホームページや広報誌を利用し、家畜衛生情報、食品の安全性の確保等の獣医療に関する情報を積極的に利用した情報提供に努める。

また、本計画及び診療施設整備計画に基づき産業動物診療施設の整備を行う場合には、獣医療法第15条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資の活用を支援する。